

◎ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年 3 月29日雇児発第177号）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別紙 認可外保育施設指導監督の指針 第1 総則 1 この指針の目的及び趣旨 この指針は、児童福祉法（以下「法」という。）等に基づき、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。 なお、本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのものであり、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たす認可外保育施設についても<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）</u>を満たすことが望ましいものであること。 2 この指針の対象となる施設 この指針の対象となる施設は、<u>法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないものをいい、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものであり、法第59条の2により届出が義務づけられている施設に限られるものでないこと。（法第59条第1項参照）</u> （留意事項1）幼稚園が行う預かり保育の取扱い 幼稚園が、<u>在園児に対し、教育課程に係る教育時間の終了後に幼稚園教育要領に基づき教育活動を行う活動について、法第6条の3</u>	別紙 認可外保育施設指導監督の指針 第1 総則 1 この指針の目的及び趣旨 この指針は、児童福祉法等に基づき、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。 なお、本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのものであり、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たすことが望ましいものであること。 2 この指針の対象となる施設 この指針の対象となる施設は、<u>児童福祉法第39条[保育所の定義]に規定する業務を目的とする施設であって第35条第4項の規定により都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長の認可を受けていないものをいい、第58条の規定により都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長の認可を取り消された施設を含むものであり、第59条の2により届出が義務づけられている施設に限られるものでないこと。（児童福祉法第59条第1項参照）</u> （留意事項1）幼稚園が行う預かり保育の取扱い 幼稚園が、幼稚園教育要領に基づき<u>実施する活動は、預かり保育（教育時間の前後に希望する者を対象に行う教育活動）も含め、児</u>

第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、児童福祉法等に則り適正に実施されることが求められる。

また、3歳未満児が幼稚園の余裕教室や併設される施設において、法第39条第1項に規定する業務として保育されている場合等のように幼稚園教育要領に基づく活動の範囲を超える活動については、法の対象となるが、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として指導を行うものである。

(留意事項2) 教育を目的とする施設の取扱い

幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設(法第6条の3第11項の業務を目的とする施設を除く。)については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

(留意事項3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の取扱い

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の取扱いについては、保育を必要とする乳幼児の居宅で保育を行う事業形態の特殊性にかんがみ、他の事業類型と比較して、より短時間の預かりサービスも含め、本指針の対象となる。

3 (略)

4 認可外保育施設の把握

(1) (略)

(留意事項5) (略)

(留意事項6) 消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨

都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第28条第1項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設(認可外保育施設を含む。)の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第4条に基づき、関係者(認可外保育施設の関係者を含む。)に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検

童福祉法の対象外である。

3歳未満児が幼稚園の余裕教室や併設される施設において、児童福祉法第39条第1項に規定する業務として保育されている場合等のように幼稚園教育要領に基づく活動の範囲を超える活動については、児童福祉法の対象となるが、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として指導を行うものである。

(留意事項2) 教育を目的とする施設の取扱い

幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、児童福祉法上の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

(新設)

3 (略)

4 認可外保育施設の把握

(1) (略)

(留意事項4) (略)

(留意事項5) 消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨

都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、食品衛生法第19条に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第29条第3項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設(認可外保育施設を含む。)の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第4条に基づき、関係者(認可外保育施設の関係者を含む。)に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検査及び関係

査及び関係者への質問の権限が与えられている。

これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導
(略)

(留意事項 7) (略)

(留意事項 8) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く）であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第59条の2第1項参照）

届出対象施設は法第59条の都道府県等による指導監督の対象であることに加え、法第59条の2から第59条の2の5により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の揭示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、以下の施設は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第49条の2）。

① 1日に保育する乳幼児が5人以下の施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。以下②～⑤も同じ。）

（その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として1日6人以上の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。以下②～⑤も同じ。）

② 事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。

③ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護す

者への質問の権限が与えられている。

これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導
(略)

(留意事項 6) (略)

(留意事項 7) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く）であって同法第35条第4項の認可を受けていないものとする。（児童福祉法第59条の2第1項参照）

届出対象施設は児童福祉法第59条の都道府県等による指導監督の対象であることに加え、児童福祉法第59条の2から第59条の2の5により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の揭示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、以下の施設は届出の対象外とされているが、これらの施設についても児童福祉法第59条の指導監督の対象であることはいうまでもない。

① 1日に保育する乳幼児が5人以下の施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。以下②～⑤も同じ。）

（その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として1日6人以上の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。以下②～⑤も同じ。）

② 事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。

③ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であつ

る乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体からの委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあって、当該構成員の監護する乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。

④施行規則第1条の32の2第1項に規定する組合等（以下④において「組合等」という。）がその構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は組合等から委託を受けて当該組合等の構成員の監護する乳幼児を保育する施設にあって、当該顧客の監護する乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。

⑤店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあって、当該顧客の乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。

（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

⑥（略）

（削る）

⑦～⑧（略）

（留意事項9）届出事項（施行規則第49条の3）

- ・施設の名称及び所在地（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・事業を開始した年月日
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容（サービスの内容の例：月極保育、一時保育、24時間保育等）
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金についても届出が必要。）
- ・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数（一時預かりの乳幼児も含む）

て、当該事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。

④健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団がその構成員の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設にあって、当該組合の構成員の乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。

⑤店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあって、当該顧客の乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。
（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

⑥（略）

⑦児童福祉法第34条の14第1項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設

⑧～⑨（略）

（留意事項8）届出事項

- ・施設の名称及び所在地
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・事業を開始した年月日
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容（サービスの内容の例：月極保育、一時保育、24時間保育等）
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金についても届出が必要。）
- ・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数（一時預かりの乳幼児も含む）

- ・利用定員
- ・届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数を8で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額（加入の有無、加入している保険の種類（損害賠償保険・傷害保険・その他）、契約期間、給付対象、補償上限額）
- ・提携する医療機関の名称、所在地、提携内容

(3) (略)

(参照条文) 児童福祉法第62条の4

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(留意事項10) 過料事件の手続

過料事件の手続きについては、非訟事件手続法第119条～第122条による。

管轄となる、過料に処せられる者の住所地の地方裁判所に過料の対象となることを都道府県等が通知することとなる。

(4) (略)

第2 通常の指導監督

1 (略)

2 報告徴収

(1) (略)

①～④ (略)

(留意事項11) (略)

(留意事項12) (略)

- ・保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（法第24条）又は認定こども園における教育・保育の提供（以下略）

(留意事項13) 届出事項のうち、変更が生じた場合に報告をしなければならない事項（施行規則第49条の4）

- ・入所定員
- ・届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数を8で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額（加入の有無、加入している保険の種類（損害賠償保険・傷害保険・その他）、契約期間、給付対象、補償上限額）
- ・提携する医療機関の名称、所在地、提携内容

(3) (略)

(参照条文) 児童福祉法第62条の2

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(留意事項9) 過料事件の手続

過料事件の手続きについては、非訟事件手続法第206条～第208条の2による。

管轄となる、過料に処せられる者の住所地の地方裁判所に過料の対象となることを都道府県等が通知することとなる。

(4) (略)

第2 通常の指導監督

1 (略)

2 報告徴収

(1) (略)

①～④ (略)

(留意事項10) (略)

(留意事項11) (略)

- ・保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（児童福祉法第24条）（以下略）

(留意事項12) 届出事項のうち、変更が生じた場合に報告をしなければならない事項（施行規則第49条の4）

- ・施設の名称及び所在地（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所

（留意事項14）定期報告事項（施行規則第49条の7）

- ・施設の名称及び所在地（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
 - ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・建物その他の設備の規模及び構造
 - ・施設の管理者の氏名及び住所
 - ・開所している時間
 - ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
 - ・利用定員
- （以下略）

（2）・（3）（略）

3 立入調査

（1）立入調査の対象

①（略）

（留意事項15）・（留意事項16）（略）

②・③（略）

（留意事項17）（略）

（参照条文）法第61条の5及び第62条

第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- ・施設の名称及び所在地

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所

（留意事項13）定期報告事項（施行規則第49条の7）

- ・施設の名称及び所在地
 - ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・建物その他の設備の規模及び構造
 - ・施設の管理者の氏名及び住所
 - ・開所している時間
 - ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
 - ・入所定員
- （以下略）

（2）・（3）（略）

3 立入調査

（1）立入調査の対象

①（略）

（留意事項14）・（留意事項15）（略）

②・③（略）

（留意事項16）（略）

（参照条文）児童福祉法第62条

次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者

二 （略）

一～六 (略)

七 正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 立入調査の手順

① (略)

(留意事項18) 行政情報の提供について

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項においては、他の部局や他の行政機関に対し、業務の遂行に必要な限度において、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供することが認められており、この趣旨を踏まえれば、法人情報についても所掌事務の遂行に必要な限度で、他の部局や他の行政機関との間で、認可外保育施設に関する行政情報を交換することは差し支えないと考えられること。

(留意事項19) (略)

② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師（准看護師を含む。以下同じ。）、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。（法第59条第1項参照）

③ (略)

(留意事項20) (略)

三 正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 立入調査の手順

① (略)

(留意事項17) 行政情報の提供について

「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」第9条第2項においては、他の部局や他の行政機関に対し、業務の遂行に必要な限度において、処理情報を保有目的以外の目的のために利用し又は提供することが認められており、この趣旨を踏まえれば、法人情報についても所掌事務の遂行に必要な限度で、他の部局や他の行政機関との間で、認可外保育施設に関する行政情報を交換することは差し支えないと考えられること。

(留意事項18) (略)

② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。（児童福祉法第59条第1項参照）

③ (略)

(留意事項19) (略)

④・⑤（略） <u>（留意事項21）</u>（略） ⑥（略） <u>（留意事項22）</u>（略） ⑦～⑨（略） 第3 （略） 1 （略） <u>（留意事項23）</u>（略） 2・3 （略） 第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (1) （略） <u>（留意事項24）</u>（略） <u>（留意事項25）施設内（保育を必要とする者の居宅で保育を行う場合を含む。）</u>で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。 この場合にあっても、利用者や地域住民を保護するための周知及び公表等は、引き続き行うこと。 (2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順 ①・② （略） <u>（留意事項26）</u>（略） ③・④ （略） （参照条文）<u>法第61条の4</u> 第46条第4項又は第59条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは禁錮又は<u>50万円以下</u>の罰金に処する。 (3) （略） 第5 緊急時の対応 (1)・(2) （略） <u>（留意事項27）</u>上記の①から③の具体的事例については、以下のとおり想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。 ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」及び「2. 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」の「(2)保育に従事する	④・⑤（略） <u>（留意事項20）</u>（略） ⑥（略） <u>（留意事項21）</u>（略） ⑦～⑨（略） 第3 （略） 1 （略） <u>（留意事項22）</u>（略） 2・3 （略） 第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (1) （略） <u>（留意事項23）</u>（略） <u>（留意事項24）施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。</u>この場合にあっても、利用者や地域住民を保護するための周知及び公表等は、引き続き行うこと。 (2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順 ①・② （略） <u>（留意事項25）</u>（略） ③・④ （略） （参照条文）<u>児童福祉法第60条の4</u> 第46条第4項又は第59条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、<u>これを</u>6月以下の懲役若しくは禁錮又は<u>30万円以下</u>の罰金に処する。 (3) （略） 第5 緊急時の対応 (1)・(2) （略） <u>（留意事項26）</u>上記の①から③の具体的事例については、以下のとおり想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。 ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」及び「2. 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」の「(2)保育に従事する
--	--

者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」
に関して、有資格者が1人もいないもの

- ・「4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと」又は「(3) 保育室を4階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、ロに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(3) (略)

(留意事項28)

(留意事項29) 施設の施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定されること。

第6 情報提供

1 (略)

(留意事項30) (略)

2 (略)

(留意事項31) 情報提供に当たっては、以下のことに注意すること。

①～③ (略)

④参考情報

指導監督基準、児童福祉施設設備運営基準、家庭的保育事業等設備運営基準等、認可外保育施設に係る情報の提供を行うに当たって参考となる関連情報を併せて提供するとともに、認可外保育施設を選ぶ際の視点などを示すことが望ましいこと。

(参照条文) (略)

第7 (略)

者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」
に関して、有資格者が1人もいないもの

- ・「4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を3階以上~~に~~に設ける建物は、以下のイからハまでをいずれも満たすこと」に関して、ロに規定する屋外階段を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの

- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(3) (略)

(留意事項27) (略)

(留意事項28) 施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定されること。

第6 情報提供

1 (略)

(留意事項29) (略)

2 (略)

(留意事項30) 情報提供に当たっては、以下のことに注意すること。

①～③ (略)

④参考情報

指導監督基準、児童福祉施設最低基準等、認可外保育施設に係る情報の提供を行うに当たって参考となる関連情報を併せて提供するとともに、認可外保育施設を選ぶ際の視点などを示すことが望ましいこと。

(参照条文) (略)

第7 (略)

(別添) 認可外保育施設指導監督基準

(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

- 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、

乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人
1、2歳児	幼児6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳以上児	幼児30人につき保育に従事する者1人
- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。
短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

(別添) 認可外保育施設指導監督基準

(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。

1 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、概ね児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

- 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する数、

乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人
1、2歳児	幼児6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳以上児	幼児30人につき保育に従事する者1人
- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。
やむを得ずアルバイトやパートの職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

(2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあっては、上記にかかわらず、保育士又は看護師の資格を有する者の配置が望ましい。

(3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、保育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、(1)を適用しないことができる。なお、この場合であっても、定期的に都道府県等の助言指導を受けることが望ましい。

(削る)

(2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。

(3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。

- 常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。
- 居宅等において少人数の乳幼児を保育する施設であっても、保育に従事する者が、複数配置されていることが望ましいが、以下の要件を満たしている場合に限り、本基準を適用しないことができる。なお、この場合であっても、定期的に都道府県等の助言指導を受けることが望ましいこと。
 - ・ 緊急時において家族等の協力が得られるなど、保育者を支援できる体制が整備されている。
 - ・ 1日に保育する乳幼児が3人以下であり、同居家族に就学前児童がいる場合にはその児童を含めて保育する児童が3人以下であること。なお、この場合、保育に従事する者については保育士又は看護師の資格を有していることが望ましいが、保育の実態を勘案して幼稚園教諭免許取得者や都道府県等が実施している研修を受講している等の者について、都道府県知事が保育士に準じた専門性や経験を持っていると判断することも差し支えない。

(新設)

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、

保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

(2) 保育に従事する者は、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）が配置されることが望ましい。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

第2 保育室等の構造設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

(1)～(3) (略)

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第22条を参酌しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。

(2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。

3 共通事項

(1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確

(4) 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

2 保育室等の構造設備及び面積

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確

保されていること。

- 乳幼児用ベットの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベットに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

(2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ。）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便所の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

- 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
- 調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

第3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
 - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
 - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

保されていること。

- 乳幼児用ベットの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベットに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

(5) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。
便所の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

- 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
- 調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設最低基準第6条
 - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- (新設)

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第11項の業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから本基準を適用しないことができるが、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

- (1) (略)
- (2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。
イ～ト (略)

- 防災物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁登録者番号	防火対象物において使用する防火対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。
防 災	
登録確認機関名	

- (3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。
イ (略)
- ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。
この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

（い）	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する <u>構造の</u> 屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外 <u>避難</u> 階段
-----	---

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
(新設)

- (1) (略)
- (2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。
イ～ト (略)

- 防災物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁認定 認定番号	防火対象物において使用する防火対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること
防 災	

- (3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。
イ (略)
- ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。
この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

（い）	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
-----	--

(ろ)	<u>①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</u> <u>②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路</u> <u>③建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</u>
-----	--

- 排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。
- 建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。
なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。
- 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号)の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ハ～ト (略)

(ろ)	(新設) (新設) 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外階段
-----	---

(新設)

ハ～ト (略)

<u>第 5</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>第 6</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>第 7</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>第 8</u> (略)	<u>8</u> (略)
(1) (略)	(1) (略)
○ 届出対象施設については、以下の内容についての揭示が義務づけられている。 <u>(法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、書面による提示などの方法が考えられる。)</u> (略)	○ 届出対象施設については、以下の内容についての揭示が義務づけられている。 (略)
<u>第 9</u> (略)	<u>9</u> (略)